

※第2回部会での御意見に加え、事前にいただいた御意見をなるべく原文に近い形でまとめたもの。

委員からの御意見

(1)「こども・若者、結婚・子育てを希望する方や子育て当事者の視点に立って考えること」について

- 第2次報告書の表現では、当事者を含んだニュアンスになっていないと感じる。「こども・若者、子育て当事者の視点を大切に、その声を聞きながらともに考えていくこと」という表現のほうがよい。
- 「子育て【家庭】」という言葉を追加した方がよいのではないか。「こども基本法」の基本理念に、「家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに」と記されているので、これに対応した表現にすることがよいかと考えられる。こども大綱においても、その基本的な共通事項に子育て家庭という言葉がないと、こどもを育てている・支えている「家庭」を(も)支えるという視点が弱くなってしまうことが懸念される。
- こども・若者を支えることは大事だが、子育て家庭を支えるということも大事。これまでの委員の意見でも、子育て家庭を支えるべきではないという意見はなかったはず。ライフステージが連続することを考えると、こども・若者の時代は支えられて、子育て世代になると急に支えられなくなるということにはならないようにしたい。
- 日本国憲法、児童の権利条約の精神にのっとり、基本的人権とこどもの権利の保障の観点を基底に置くこと。
- 当事者の視点に立って考えることは大事だが、視点に立つのみならず、こどもの権利に基づいて考えることも大事。こどもの権利は、子どもの権利条約や憲法に揺られており、国連の権利委員会で採択されている一般的意見や我が国政府に対する総括所見等も踏まえながら、具体的な施策に落とす必要がある。
- 社会のこども・子育てに関わるあらゆる場面で、こども・子育て当事者の意見表明権と参加の権利が保障されること。特にこどもに関する決定に際しては、当該こどもの意見表明と応答の機会が確保されること。また施策の立案・実施、評価と見直しにあたって、こども・子育て当事者の参加が保障され、意見が尊重されること。
- どういう観点で評価というものがあがり得るかということとはまとめて議論していくべきではないか。評価の軸、評価の観点をこどもの権利ベースに置くということは非常に大事。社会像の中だけではなく、基本方針の中にも、こどもの権利のことを入れておくべきではないか。
- 社会の持続性にはこどもの養育を含む「ケア」が不可欠であることに鑑み、個人がケア役割を負うことで不利や制約を受けることが無いよう、施策の立案・実施に際して考慮すること。

委員からの御意見

(1)「こども・若者、結婚・子育てを希望する方や子育て当事者の視点に立って考えること」について

- 希望する人の視点にしか立てないように取れる。「全てのこども・若者の声を聴き入れることで、当事者の声を聴きながら共に考えていく」などの表現が良いのではないか。
- こども大綱は、こども・若者の全部が射程に入ってくるが、現状、結婚や出産に集約されすぎている。教育、職業選択や継続、将来の生き方について、ポジティブに考えられるようにすることが重要である。私たちは、結婚しよう、こどもを生もうと思ってそうするのではない。将来の生き方について、ポジティブに考えられるようにするという視点は大事。

委員からの御意見

(2)「こどもや若者のライフステージに応じて切れ目なく対応していくこと」について

- ライフステージという「縦」(乳幼児期～大人になるまで)のつながりだけでなく、「横」(家庭、学校、地域)のつながりも重要。縦横連携の視点を加えた表現として、「こどもや若者のライフステージに応じ、縦横連携による切れ目のない対応を行っていくこと」という表現のほうがいいのではないか。こども施策を進めるに当たっては、学校や教育委員会をはじめ、青少年教育に携わる施設や団体、こども・若者の支援を行う施設や団体等との連携・協働という視点は欠かすことができない。
- 「ライフステージに応じて切れ目なく、すべてのこども・若者および子育て家庭に対応していくこと」という文言に直してはどうか。ここで政策的にライフステージに応じて対応される対象には、こどもや若者のみではなく、彼らを育てている家庭も含まれる。
- 子育て家庭にとって、子育てが社会に開かれているということが大事。切れ目のない支援を行う場合を社会が行っていくという風に考えることが重要。
- こどもの年齢による施策、支援の分断を防ぎ、連続性を確保すること。

(3)「全てのこども・若者への対応を基本としつつ、こどもや若者の現在と将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないようにすること」について

- 全てのこどもに対し、憲法や子どもの権利条約に定める権利を保障し、こども基本法第3条に定める基本理念を全うするためには、こども大綱においてこどもを「権利の主体」として明記し、権利に基づくアプローチによって、こどもの尊厳、生命、生存、ウェルビーイング、健康、発達、参加及び非差別を実現する施策を立案・決定・実施していくことが必要。
- すべての施策・支援活動は、個人の尊厳を守る方法で実施されるべきこと。
- 権利や尊厳が守られるように施策を進めること。世話になるのが恥ずかしい、役所に行ったら嫌な思いをしたみたいなおとは終わらせるべき。
- こどもの貧困が個別イシューになってしまっている。制度全体で貧困を解決していくことが大事なのではないか。基本方針にしっかり入れるべき。
- 貧困という言葉が見出しにあった方が良いのではないか。第2次報告書には出ていないが、既存3大綱のうちの1つは貧困。入っておいた方が良い。
- 現在、いじめや虐待、性暴力や誘拐等の犯罪被害といった生命や権利が脅かされる深刻な状況にあることや、個性や価値観等が受け入れられず生きづらさを感じているこども・若者がいることを踏まえると、全てのこども・若者が安全で安心して暮らしていける環境を整えることは大切な視点。「個人の尊厳が守られ、全てのこども・若者が安全で安心して暮らすことができるようにすること」を追記してもいいのではないか。
- 全体的に健康なこどもを対象としているように思えた。障がいを持ったこどもや施設で育つこどもはどうか。
- 障害の有無、性、人種・民族的背景、国籍、使用言語、文化的背景などの多様性を尊重すると同時に、これらによる差別、不利を容認しないこと。
- 誰もが周縁化されない、あるいは多様性の尊重は盛り込まれても良いのではないか。
- タイムトレンドからみた継続的な保障だけでなく、育ちや成長における多様性への対応を追記してはどうか。具体的には、第一に、多様な個人のニーズや育ちに対応する観点が必要。第二に、ライフコースの多様性を受け入れる社会の実現という観点、例えば、学びの空白ややり直し、試行錯誤をより積極的に許容する社会の実現に繋がる観点も必要。

委員からの御意見

(3)「全てのこども・若者への対応を基本としつつ、こどもや若者の現在と将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないようにすること」について

- もう少しインクルージョンやジェンダー平等の視点があると良い。「こどもや若者の現在と将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないように、インクルーシブな思想を社会全体に広げていく」等、施策だけではなく社会全体をインクルーシブにしていく必要がある。
- ジェンダー平等の視点が出ていない。ケアの担い手は女性が多いが、ケアを担うことで新たな負担が生じる、ケアの担い手が損をするというのは、そういうことを解決しなければならない。誰かがケアの担い手にならないといけないが、共同でやっていく、あるいはケアの担い手が不利を負わないようにすることが大事。
- 性別(男・女・LGBTQ+)による生きづらさを無くすことをど真ん中に据えてほしい。乳幼児期から大人に至るまでの全ての段階でジェンダーの視点が大切にされること。
- すべての施策の立案・実施に際して、ジェンダー平等を促進する方向が取られること。
- 貧困は個人の選択可能性を制約し、社会の持続性を損ねることに鑑み、すべての施策の立案、実施に際して、貧困およびその影響を緩和する方向が取られること。
- すべての施策の立案・実施に際して、前提となる個人像を疾病、障害、経済的困窮、暴力被害、就労やケア負担による時間的制約等、何らかの不利・脆弱性に直面する個人と想定し、そうした不利・脆弱性に関わらずアクセス・利用可能なものとする。

委員からの御意見

(4)「結婚や子育てに希望を持つことができ、その希望を叶えるようにすること」について

- 結婚や子育ては個人の選択・価値観を押し付けない
 - ・ 「成育環境や養育環境」への期待が、子育てに対する「あるべき論」や子育て世代の負担感の増幅、さらにはこどもの幸福に反する事態や少子化につながるようには、十分に留意する必要がある。
 - ・ 個々の事情により結婚・子育てを望まない若者も一定数いることから、その思いを踏まえた内容を入れておく必要がある。
 - ・ 結婚や子育てに関して当事者にプレッシャーを与えない方針策定の必要性。
 - ・ 第2次報告書では「国や社会の都合で、個々人の決定に特定の価値観を押し付けたり、プレッシャーを与えたりしてはならない」とも記載されているが、自分がヒアリングした中には、特に大学生世代の女性からは、現在の共通事項を見て結婚や子育てに関してプレッシャーを感じるという意見もあった。国の方針やスローガンと現実にギャップがある可能性などを検討し、国民が本当に子育てしやすいと実感するためには、当事者の意見を構造的に収集しながら環境整備の議論を進める必要がある。
 - ・ 恋愛、結婚、妊娠・出産、子育てなどどう生きていくかは個人の自由な意思決定であるため、プレッシャーを与えたり、生きづらさを与えない方針を策定する必要がある。
 - ・ 結婚やこどもに対する多様な価値観を尊重し、多様な選択ができることを目指すことが必要。
 - ・ 結婚し、こどもを持つことを強要しているように感じる。夫婦別姓を希望している人、こどもを望んでいるがこどもが生まれなかった人への配慮が入っていない。「結婚や子育てに希望を持つことができ、その希望を叶えるようにあらゆる選択を可能にすること。また自己の選択を否定しない社会にすること」というように、インクルーシブな思想を入れるべき。
 - ・ 国として進めなければならないことと、国が介入すべきではないことがある。結婚は私的な話であり、多様な価値観があるので、国が介入するべきではない。
 - ・ 結婚については、書きぶりに注意が必要。価値観を押し付けないということ、本人が実態を理解した上で、選択できるようにするということが大事。人口学の観点からは、日本の少子化はほぼ未婚化で説明される。それも、結婚したくない人が多いのではなく、本当は結婚したいが、色々な要因があって結婚できないというのが現状。若者の意見を聞きながら施策を進めることが大事。

○ 若者の視点

- 「こどもまんなか社会」の枠組みで少子化対策を考えることは、こども大綱の目標である「常にこども若者の最善の利益を第一に考え、こども若者に関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据える」という考え方に合致している。少子化によって引き起こされる課題は将来的にこども若者の課題になり得るが、こどもまんなか社会の視点からは、現代を生きるこども若者の最善の利益を確保しながら、少子化対策を考えることが重要。そのためにはこども若者とともに意見やニーズを踏まえた対策を検討する必要がある。
- こどもが大人や家族と当たり前に信頼関係を築けることを重視するべきではないか。それが自然と次世代の親世代が家族を持つことにつながると考える。
- 少子化対策を考えるうえで、結婚や妊娠以前の人たちが効果を実感できる政策が必要であり、若者ととともに意見やニーズを踏まえた対策を検討する必要がある。大人が調査などから若者のニーズを検討するのではなく、若者から細かく意見を聞くことが重要である。

○ 家族のあり方の多様化

- 「結婚、妊娠・出産」という表現を、例えば「家族形成、こどもを持つこと」に変更してはどうか。「結婚」は一般的に法律婚を想起させるが、現実には事実婚、同性婚を含む多様な形態がある。またこどもの養育は、妊娠・出産以外にも、養子縁組、里親委託など多様な形があり、パートナーを持たない単身での子育てもある。これらは全体の中では少数であるが、多様性の尊重の観点から今後の社会の方向として重要だと考える。
- 多様な家族のあり方を想像すれば、「結婚」が必ずしも「子育て」とセットにならない場合もある。現状、未婚化・晩婚化が少子化の要因になっていることは承知しているが、大綱において「結婚」をどう位置付けるかについては、今一度議論が必要。
- 結婚については、法律婚にとどまらず、多様な婚姻の形を模索検討すべきであることも加筆する必要がある。
- 家族の在り方の多様化を認めるための制度上の整備が現時点では難しいとしても、理念上はこのすべてが選択できる社会ということが分かる表現にしないと、若者はこの文章を見るだけで息苦しさを感ずる。

○ 就労に関する視点

- 結婚・子育てに対する不安として経済的な理由を挙げることが多いことから、就労に対する視点を加え、「就労や結婚、子育てに希望を持つことができ、将来、豊かな生活や充実した人生を送れるようにすること」とした表現にしてもよいのではないかと考える。

○ 固定的性別役割分担等の視点

- 「固定的性別役割分担意識」の問題は諸外国でも、女性活躍・男女共同参画社会の阻害要因として取り上げられているものでもあり、あらためて基本方針の中にも位置付けられてもよいと感じる。
- こどもを持つ当事者の意欲を奪う社会的要因を明示することが必要。高度成長期に主に男性が担ってきた長時間労働に女性が参画することを前提とした一方、家庭の性的役割分業が脱却できず、女性の負担感とキャリアの断絶、経済的コストの増大が、出産の意欲を削ぐ阻害要因になっている。こどもを産み育てることが親、特に母親にとってリスクとなる社会から脱却する社会変革が求められる。特に育児休業後も同じ条件で仕事を続けられること、育児時間を確保しながらキャリアを継続できることの保障は、安心してこどもを産み育てる希望を叶える基盤となる。

委員からの御意見

(5)「施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方自治体、民間団体等との連携を重視すること」について

- 「地域で子ども・若者や子育てへの支援に取り組む団体、若者が主体となって活動する団体など、」に「地域で青少年教育に取り組む団体」も加えていただきたい。
- 国と地方自治体の責任の所在を、より明示することが必要。すべての子どもが等しく、幸せな育ちの環境が守られるために、子ども施策の立案と決定は子ども家庭庁を中心とする国の責任であること。子ども施策の遂行の担い手は地方自治体であること。加えて、子ども施策の遂行による利益を、子ども・若者・子育て当事者が実質的に享受できているかを評価監視し、検証し、救済できることが必要。
- 専門機関や行政だけでなく若者との連携が必要。
- 連携をすることは当たり前で、連携をした上での「アウトカムを意識する」等入れていく必要がある。「施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方自治体、民間団体等との連携を行い、その課題の解決やアウトカムを重視すること」と記載する必要がある。また各個別の課題に対して、どのように解決していくのか、アウトカムをしっかりと設定した上でEBPMを重視することが必要。

(6)その他

- 全体的に「固定的な価値観や選択肢」、インクルーシブではない内容に受け取れて、これを見た若い世代は「自分達目線で書かれていない、自分達の状態は理解されていない」と感じる。「結婚をして出産をするもの」「家庭は愛にあふれているもの」という固定概念が強い点がとても気になる。